

○鎌倉市学校整備計画検討協議会条例

令和4年3月28日条例第37号

鎌倉市学校整備計画検討協議会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、市立小学校及び市立中学校の計画的整備の実現のため、鎌倉市学校整備計画の策定に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市学校整備計画検討協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市内に居住する未就学児の保護者
- (2) 市立小学校又は市立中学校の児童生徒の保護者
- (3) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (4) 市立小学校の校長が組織する団体が推薦する者及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者
- (5) 公共的団体の代表者

(任期)

第3条 委員の任期は、協議会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第4条 協議会に、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(秘密保持義務)

第5条 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、協議会の所掌事項の処理が終了した日に、その効力を失う。